

## 「決定をRDA刊行後に持ち越した課題」から見るRDAの方向性 (1)

### 「転記の原則」をめぐって

和中 幹雄

#### はじめに

昨年 2010 年 6 月 23 日にウェブ上での利用を前提とした Toolkit の形式で、AACR2 の後継規則としての RDA (Resource Description Access) が刊行された<sup>1)</sup>。それに引き続き、アメリカ合衆国の 3 つの国立図書館 (議会図書館、農学図書館、医学図書館) が共同でテスト調整委員会を立ち上げ、同年 7 月から翌年 2011 年 3 月末まで、アメリカ合衆国内の国立図書館、州立図書館、学術 (大学) 図書館、公共図書館、学校図書館、文書館、博物館・美術館、図書販売業、図書館支援サービス業、図書館学校、コンソーシアムの 26 機関が参加して、RDA 導入可能性に関するテストを実施した。テスト調整委員会によるテスト結果報告と導入に関する勧告は 2011 年 6 月 20 日に公表され、「ここに掲げる作業・活動が十分に進められ完了することを条件に、3 国立図書館は、2013 年 1 月以降に RDA を採用すべきである。」と勧告した<sup>2)</sup>。

この勧告では、導入を 18 カ月延期するだけではなく、導入のために行うべき多くの作業完了を、導入のための条件として課している。その中には、「RDA を、明瞭で、曖昧でなく平易な英語で規則を書き換える」といった、規則の作り替えも条件に含まれていて、テスト結果を踏まえて、「目録規則」の構成や個別条項に変更が加えられる可能性が高い。それらテスト結果の内容の詳細については、別途の場所で報告したので、ここでは触れない<sup>3)</sup>。本稿では、RDA がこれまでの目録規則とどのように異なっているか、あるいは異なっていないかについて、RDA 開発合同運営委員会 (Joint Steering Committee for Development of RDA: JSC-RDA) が 2010 年 8 月 28 日に公表した文書「決定を RDA 刊行後に持ち越した課題 (Issues deferred until after the first release of RDA)」<sup>4)</sup>を材料にして考えてみることにしたい。

「決定を RDA 刊行後に持ち越した課題」とは、さまざまな機関から提案されたが即決できない課題で、JSC-RDA が RDA 初版刊行後も引き続き検討することに決めた課題であり、そこにはきわめて興味深い規則変更案が含まれている。この文書には、全部で 119 項目の検討課題が列挙されている。その課題項目名を翻訳して通番を付し、「課題表」として表形式でまとめ、本稿に関わる課題だけではなく、119 項目全体を参考のために末尾に掲げておく。その内訳を見ると、個別条項に関わる課題が 91 項目、付録 (Appendix) に関わる課題が 11 項目、用語集に関わる課題が 1 項目、複数条項に関わる課題が 16 項目である。

また、個別条項に関わる課題 91 項目のうち、「セクション 1 : 体现形および個別資料」が 26 項目、「セクション 2 : 著作および表現形」が 25 項目、「セクション 3 : 個人・家・団体」が 34 項目、「セクション 4 : 概念・物・出来事・場所」が 4 項目、「セクション 5 : 著

作・表現形・体現形・個別資料の間の関連」が2項目挙げられている。

このように検討課題は多岐にわたっているが、一例を挙げれば、統制形のアクセスポイント（個人名、団体名、著作名）における冒頭の冠詞の省略は、カード等の排列を想定したものであるため、このような慣行を取りやめる方向で検討してはどうか（課題表通番 28、61、74）、あるいは、個人名の最初の部分が姓である場合（Chiang Kai-shek のような場合）にも、コンマを使用して“Chiang, Kai-shek.”とする規定を除くかどうか（課題表通番 55）といったものである。

これまでの目録法の考え方から言うと、セクション 1 が記述（書誌記述）に関する規則であり、セクション 2 からセクション 5 までが標目に関する規則である。本稿では、記述に関する規則のなかで基本的な原則である「転記の原則」とともに、ISBD の第 1 エリアである「タイトルと責任表示に関する事項」をめぐる課題を通じて、RDA が向かおうとしている方向性を考えてみることにしたい<sup>5)</sup>。

## 1. 転記に関する一般的ガイドラインの「別法」

「資料に表示されているとおりに転記する」という伝統的な英米目録規則における記述の原則は、文字通りに情報源に表示されているとおりに転記するのではなく、大文字使用法、句読法、記号、略語等については、一定のルールに従って記録することになっている。RDA もこのような意味での（一定のルールに従った）転記の原則は踏襲されているが、しかしながら、次のような「別法」も用意されている。

### RDA 1.7.1 転記に関する一般的ガイドライン

#### 別法

データ作成機関が、大文字使用法、句読法、数字、記号、略語等について組織内のガイドラインを設けている場合、あるいは公刊されているスタイル・マニュアル等（たとえば Chicago Manual of Style）を優先的な指針として指定する場合には、1.7.2-1.7.9 や付録における規定に代えて、それらの指針を使用する。

自動的なスキャニング、コピーあるいはダウンロード処理（たとえば、埋め込まれたメタデータのハーベスティングや自動的なメタデータ生成）を用いてデジタル情報源からデータが導き出される場合には、修正なしに情報源に表われているままにそのエレメントを転記する。

この別法を用いた書誌レコード作成例を、米国議会図書館（LC）が RDA 導入可能性に関するテストのために用意した資料<sup>6)</sup>によってその一例を示すと、次のようになる（アンダーラインは筆者が追加）。

- 100 1# \$a Auletta, Richard P.
- 245 10 \$a 201 SWEDISH VERBS : \$b FULLY CONJUGATED IN ALL THE TENSES :  
Alphabetically arranged / \$c Richard P. Auletta, Assistant Professor of Foreign  
Languages and Linguistics, Director, Program in Critical Languages, C.W. Post  
College, Long Island University, Greenvale, New York 11548.
- 250 ## \$a Paper Edition.
- 260 ## \$a Woodbury, N.Y. : \$b BARRON'S EDUCATIONAL SERIES, \$c [1975?],  
©1975.
- 300 ## \$a lx, 248 pages ; \$c 18 cm
- 336 ## \$a text \$2 rdacontent
- 337 ## \$a unmediated \$2 rdamedia
- 338 ## \$a volume \$2 rdacarrier
- 504 ## \$a Includes bibliographical references (pages 239-248).

この記述例によると、ISBDの第一エリア「タイトルと責任表示に関する事項」であるタグ245のデータは、本タイトル、タイトル関連情報、責任表示などのISBDで言うエレメント（サブフィールド）に細分されているが、一定のルールに従った大文字使用法を用いて修正して記述するのではなく、情報源に表示されているデータを修正なしに、そのままの形を転記している。タグ260の出版者エレメントも同様である。

このような機械的・自動的な転記の方法に関わる課題は、すでに別法として規定されている大文字使用法などのスタイル・マニュアルの問題だけではなく、「決定をRDA刊行後に持ち越した課題」にもいくつか現れている。

その第一が、英語とフランス語が同等に並存しているカナダの文献に頻出する“Canadian Citations Canadiennes”のように、一次元的な言語（文字）表現のなかで、複数の言語が立体的に表現されている場合の転記の方法に関する課題である（課題表通番2）。現行の規則においては、“Canadian Citations = Citations Canadiennes”のように、英語表現を本タイトル、フランス語表現を並列タイトルという各エレメントに振り分けて記録しているが、情報源に表示されているデータを修正なしに機械的・自動的な転記により、本タイトルとして記述した上で、英語形およびフランス語形の二つのタイトル・アクセスポイントを与えるという方法の採用が提案されているものである。

課題表通番3では、転記を必要とするエレメントの数を減らすことが逆に提案されている。例として、これまで実際には転記されてこなかった「出版者名」が挙げられている。例えば、AACR2の1.4D2では、「出版者名、頒布者名などは、国際的理解と識別が可能な範囲で、最も簡潔な形で記載する」として、“Penguin Books”と表示されていても、“Penguin”としてきた。

これに対して、RDAにおいてはこのような規定はなく、あるがままに転記する原則が規定されている（“Penguin Books”の例もそのままの転記例として示されている）。

しかしながら、出版者は、FRBRの観点から見た場合、主として体现形に関わる第二グル

ープの実体、すなわち体现形の製作や頒布に責任をもつ個人または団体である。このような観点から、出版者についての記録には、個別の体现形を識別する一要素であるとともに、実体間の関連を示すための役割を果たすデータでもある。提案者のLCは次の二つの選択肢を提起している<sup>7)</sup>。

- 1) 出版者を、転記を必要とするエレメントとしない。
- 2) 転記した上で実体の統制形アクセスポイントを付与し、役割・関連を示す。

課題表通番5は、逐次刊行物や更新資料における経時的な変化に関するものであり、注記で対応するのではなく、**earlier/later/current place, name, date**を示すsub-typesを設定して、日付をもつエレメントを繰り返して使用することを、解決の優先度が高い課題としてLCが提案しているものである。

課題表通番7は、逆に、情報源上に転記すべき必要な情報が存在せず、記述対象資料以外から情報を採用する場合の記録の方法を規定したものである。1) 注記に記録、2) コード化、3) 角がっこの使用があるが、角がっこの使用をやめるという提案である。

以上のように、機械的・自動的な転記の効果を拡張するとともに、FRBRの第二グループの実体として「出版者」を記録するといった実体と実体間の関連を表現するための措置や、逐次刊行物や更新資料における経時的な変化の関連をコンピュータ処理しやすくするためにsub-typesを設定するといったデータ要素化の拡張という措置も求められている。

## 2. 転記の原則の例外

タイトルの記録の原則はRDA 2.3.1.4に規定されていて、「タイトルは、情報源に表示されているとおりに転記する。1.7で規定している転記に関する一般的ガイドラインを適用する。」としている。その上で、1) タイトル先行事項 (Introductory words)、2) 誤表示の類、3) 巻号によって異なる日付、名前、数字等 (Date, name, number, etc., that varies from issue to issue)、4) 以前のタイトル等 (Earlier title, etc)の4項目が例外として規定されている。

この中で2番目の例外である誤表示の類とは、印刷上の誤植など、情報源上の誤表示がある場合の記録の仕方で、AACR2では次のように規定しているものである。

### (AACR2) 1.0F. 誤表示の類

不正確、またはつづりを誤っている語は、資料に表示されているとおりに転記する。こうした誤表示は、それに続けて[sic]と記載するか、または略語i.e.と訂正を角がっこに入れて記載する。脱字は角がっこに入れて補記する。

それに対して、RDAの規定は次のとおりである。

### (RDA) 1.7.9 誤表示の類

情報源に表示されているとおりに転記すると規定されている場合には、その他の指示がある場合を除いて、不正確、またはつづりを誤っている語を情報源に表示されてい

るとおりに転記する。

識別やアクセスにとって重要であると考えられる場合には、誤表示を正す注記を作成する。

以上のように、転記の原則はAACR2に比べて強化されているのがRDAの特徴であると思われることができる。例えば、あまりにも長いタイトルを省略しようとする場合にも、「長いタイトルが重要な情報を失わせることなく縮約出来る場合には縮約できるが、その場合も省略したことを示す記号 (...) を用いる」という任意規定における省略記号の使用もその現われと言える (RDA2.3.1.4 Optional Omission)。

このような誤表示の転記の原則に対して、「逐次刊行物や更新資料のタイトルの誤表示」については、RDA2.3.1.4の2番目の例外規定として、次のように規定している。

<例外>

誤表示の類：逐次刊行物や更新資料の本タイトルを転記する場合には、明らかな印刷上の誤植は修正し、情報源に表示されているとおりのタイトルを注記する (2.20.2.4 参照)。語のつづりが不正確かどうか疑わしい場合には、そのままのつづりを転記する。

この例外規定をなくすことができないかという提案がなされ、この課題についてISSNとISBDコミュニティと議論すべきであるということになったのが、課題表通番8である。

転記の原則の1番目の例外規定「タイトル先行事項 (Introductory words)」についても同様な考え方からの提案である。「導入の役割を果たしているが、タイトルの一部としては考えられていない場合には、それらの語は転記しない。」(RDA2.3.1.4<例外>) という規定に対して、「タイトル先行事項はタイトルの一部ではないが、それを省略することは、「あるがままに記述する」ことにはならない。」という異論が課題表通番10である。

RDAでは次のような例が示されていて、アンダーラインの部分が「タイトル先行事項」である。

例)

Disney presents Sleeping Beauty

Decca Records presents selections from The desert song

Welcome to Oklahoma's official Web site

Disney presentsやWelcome toはタイトルの一部ではないため、転記しないという規則であるが、この場合の課題は、転記の原則というよりも、タイトルとは何かについての問いであると言える。この問いについては、課題表通番9と11においても問われているので、そこで述べることにする。

### 3. タイトルと責任表示に関する事項

わが国の書誌情報において、「漱石全集 / 夏目漱石著」「漱石全集 / 夏目金之助著」といった不思議な記録の仕方が一般的になっている。NCRの世界においては、伝統的に複数の情報源から必要な情報をつまみ食いの的に集めてきて記録する方法を転記の原則として認めてきているからである。漱石全集の例で言えば、標題紙には「夏目漱石著」や「夏目金之助著」といった情報は存在せず、奥付における「著者：夏目漱石」という情報があり、それを、タイトルとは独立的に「責任表示」のエLEMENTに埋め込んである。

しかし、英米目録規則の伝統的な考え方によれば、「タイトルと責任表示に関する事項」というのは体現形の識別のために最も重要な情報であるが、その中で責任表示は、タイトル関連情報や並列タイトルなどとともに、ELEMENT化されているとは言うものの、本タイトルを修飾し限定する情報として存在しているものである。そのような考え方によると、上の例は、「夏目漱石が著した漱石全集」となる。この点で、「責任表示」というELEMENTは、タイトルを修飾し限定するデータ項目であることに留意すべきである。「責任表示」と「著者名」を混同しがちで、独立したデータ項目としての意識の強いNCRの考え方や、ダブリン・コアなどでいうCreatorやContributorといった情報とは異なっているのである。

課題表通番9が対象としているRDAの条項は2.3.1.5であり、「タイトルが個人名、家名、団体名のみから成る場合あるいは個人名、家名、団体名を含む場合」のタイトルについて規定している。前者の「タイトルが個人名、家名、団体名のみから成る場合」とは、「夏目漱石（日本文学全集；第15巻）」のような例であり、AACR2やRDAが挙げている例は次のようなものである。

Georges Brassens

Conference on Industrial Development in the Arab Countries

Woody Guthrie

後者の「個人名、家名、団体名を含む場合」とは、まさに「漱石全集」がその例であり、AACR2やRDAに挙げている例は次のとおりである。

Marlowe's plays

Eileen Ford's a more beautiful you in 21 days

Ernst Günther läser Balzac

La route Shell

Larousse's French-English dictionary

A selection of the bitter definitions of Ambrose Bierce

課題表通番9で問題となっているのは、この後者の場合であり、これについてのRDAの条文は次のとおりである（アンダーラインは引用者）。

2.3.1.5.....通常は責任表示や出版者・頒布者名の一部として扱われる個人名、家名または団体名がタイトルの一部に含まれており、それらの名前がタイトルの不可分

の部分となっている（例えば、格語尾で結ばれている）場合は、それらをタイトルとして記録する。

一方、AACR2においては、「名前がタイトルの不可分の部分となっている」場合として、「格語尾で結ばれている」だけでなく、「格語尾あるいは文法的構造によって結びついている」となっていた。この変更についてAACR2に戻すべきであるというのが課題表通番9での提案である。それに対して、「文法的構造によって結びついている」例として、次の例が挙げられる。

- 1) The Iliad of Homer
- 2) The Iliad by Homer
- 3) Homer's Iliad
- 4) Homeri Ilias

情報源にこのような表示があった時、どのように記述するであろうか。例1)も例2)も文法的結びつきとしては同じであり、ともに前置詞句による結びつきである。しかしながら、通常は、1)のタイトルはThe Iliad of Homerであり、2)のタイトルはThe Iliad、責任表示がby Homer (The Iliad / by Homer) と記述される。

このような点から、「名前がタイトルの不可分の部分となっている」例として、格語尾(例：Homer's Iliad)だけを挙げることになったが、しかし問題はそこにあるのではなく、「名前がタイトルの不可分の部分となっている」とはどういうことか、すなわち、「タイトルとはなにか」が問題となってきたのである。

このような観点から見れば、課題表通番10の「タイトル先行事項」も同じ課題である。Disney presentsやWelcome toがタイトルの一部ではなく、タイトル先行事項とされるのはなぜか。

課題表通番11の「頭字語やイニシャルを冠した逐次刊行物のタイトルの完全形の使用」も同じ課題である。RDA2.3.2.5において、同一の言語・文字による複数のタイトルが存在する場合、情報源における順序、レイアウト、印刷上の体裁をベースとして、いずれかを本タイトルとして選択するという規定をした上で、逐次刊行物や更新資料では、頭字語やイニシャルと完全形のタイトルがある場合には、後者、すなわち完全形のタイトルを選択するという例外も規定している。逐次刊行物や更新資料に対するこのような例外規定をなくせないかという課題である。

この場合も、書誌情報における体现形のタイトルとはなにかを改めて提起している課題であると言える。

転記の原則の強化は、転記は人間が行うだけではなく、機械（コンピュータ）も行う状況に由来している。しかし同時に、RDA 1.7.1の「転記に関する一般的ガイドライン」においては、機械的な転記はあくまでも別法であり、一定のルールに従いカタログガーが記述することが本則の位置づけである点に変わりはない。「タイトル先行事項」に関する条項の削除に反対するアメリカ図書館協会代表のJohn Attig からJSCに宛てた文書において、この点について次のように論じている（アンダーラインは引用者）<sup>8)</sup>。

タイトルとはなにか。情報源に現れるタイトル情報の順序が常にその重要性を示しているとは限らず、メイン・タイトルは最初に表示されるよりも、レイアウトや印刷上の体裁やその他の慣習によって示されることがあることをAACR2は認めてきた。このことにより、本タイトルの選択はカタログラーの判断によってなされることが必要となる。これは正しいプロセスであると私たちは信じている。製作者や出版者がさまざまな情報でタイトルを取り囲む創造性にもかかわらず、出版者も利用者もその大半が上に挙げた例でタイトルを識別するのに困難を感じることはなく、この例示において、タイトルに先行するいずれのものもタイトルに含めないと思う。これは、カタログラーが（正当で原則的な理由により）あるがままに情報源を転記することに集中することが、製作者の意図や利用者の期待につながる結果を生み出さない事例である。利用者の不便としてのみ特徴づけることができる原理を規則の基礎に置いてはいけない。

記述は常に人によって行われるということがもはや期待できないという英国図書館情報専門家協会(CILIP)の指摘は首肯できる。一方で、機械による「転記」をRDAにおいて正当化する必要があるとは確信できない。論理と結果の一貫性を達成するために目録法の指針を適用して人間が介在する場合もあるし、目録法の指針を適用する機会をもたず、コンピュータによるデータ・ハーベスティングが行われることもある。なんの利益にもならないのに、「あるがままに転記する」原則を犯すような恣意的な人間の介在を制限する点にいくつかの意味を見出すことができる。しかしながら、RDAは、利用者の便益のために、論理と秩序を強いる試みを行う標準を設定すべきであると思う。私たちは人間の判断の結果と機械処理の結果との間に満足できる共通の基盤を見出してはいない。

ここでは、著者や出版者や製作者が決めた「タイトル」を、利用者が「タイトル」として期待するであろう情報を、カタログラーが「タイトル」と判断する基準を示すのが目録規則の役割であるという伝統的な目録法の考え方が示されている。

#### 4. メタデータと目録法の方向性

筆者は先に、書誌データを「メタデータの一種」と一義的に言い換えることが果たして妥当か、という観点から、書誌データという語の歴史を論じたことがある<sup>9)</sup>。しかし、その時点では、メタデータそれ自体やメタデータと書誌データとの関連については言及せず、今後の課題とした。転記の原則をめぐるRDAの規則の議論を見ながら脳裏をよぎったメタデータに関する仮説をメモしておきたい。

ギリシャ語に由来するメタ (meta-) という接頭語は、物質界の現象を超越した世界を取り扱う「形而上学」(metaphysics) の例で代表されるように、「～を超えた」「高次な」といった意味をもっている。



しかし、現代的な意味での「メタ」の使用例「メタ言語」や「メタ文法」は、それとはやや異なっている。構造主義言語学を構築した一人であるロマーン・ヤーコブソンは、言語学とはなにかについて言及しながら、「メタ言語」という用語を次のように使用している（ヤーコブソン『言語と言語科学（ロマーン・ヤーコブソン選集Ⅱ）』大修館書店, 1978.4から引用）。

我々がめざすのは、言語共同体に客観的に与えられているコードを或るメタ言語に翻訳することに他ならない。シンボルは自然科学者にとっては研究上のひとつの手だてであるが、言語学者にとっては、それと同時に、そして何よりもまず、自己の研究の個有な対象なのである。」(p.22)

幼児の言語の進歩は幼児がメタ言語を発展させる能力、すなわち色々の言語記号 verbal signs を比較したり言語 language について語ったりする能力、に依存している。言語の一部としてのメタ言語は、これもまた他の記号体系に類似物のない構造的性質である。(p.63-64)

かくして、メタ言語 metalanguage は本質的な言語内的要因であるとする我々のテーゼに新しい例証をもたらしている。(p.181-182)

言語を記述する言語が「メタ言語」であり、文法を記述する文法が「メタ文法」である。データを記述するデータであるという「メタデータ」は、この「メタ言語」と同じ構造をもっている。「言語が言語において言語について語るもの」を「メタ言語」と呼ぶならば、すなわち、「自分自身が自分自身において自分自身について語るもの」であると捉えるならば、「メタデータ」は「ある特定のデータ自身が、データ自身において、データ自身について語ったもの」と定義することができる。そうであるならば、目録はメタデータではない。紙資料について言うならば、標題紙や奥付に表示されているデータこそがメタデータと言えるのではないか。目録は、そのような標題紙や奥付において資料自身が資料について語ったものをベースとして、自分自身ではなくカタログ（読者代表）が新たに作った資料の代替物であると捉えるべきである。そういう点で、メタデータの本来的な付与者は著者であり出版者であると言えるのではないか、というのが筆者の考え方である。

「データについての（構造化された）データ」と定義されるメタデータという概念は、ネットワーク情報資源の管理に関連して生み出されてきたものである。ネットワーク上にある各情報資源自身が語るデータを、図書館その他の第三者が収集ないし記述することにより作成されるデータも「メタデータ」と呼ばれるには理由がある。検索エンジンの形であれ、分類記号などが追加されるサブジェクト・ゲートウェイの形であれ、収集ないし記述されたデータのなかに記述対象となる情報資源の識別子が含まれているならば、ネットワーク上で繋がり、ネットワーク上でデータとメタデータの間を構成することになるからである。

情報資源自体はネットワーク上に存在しない紙資料（パッケージ系資料）を対象とする目録（OPAC）の場合には、紙資料の代替物や資料入手の窓口として、情報資源自体の役割も自らが果たすことになる。

注（アクセス日：2011/10/3）

1) RDA Toolkit <<http://www.rdatoolkit.org/home>>

冊子体もルーズリーフ形式で刊行されている。

Resource description & access : RDA / developed in a collaborative process led by the Joint Steering Committee for Development of RDA (JSC). -- Chicago : American Library Association, 2010- . -- ISBN: 9780838910931 (loose-leaf : alk. paper)

2) Report and Recommendations of the U.S. RDA Test Coordinating Committee. 9 May 2011 revised for public release 20 June 2011 <<http://www.loc.gov/bibliographic-future/rda/rdatesting-finalreport-20june2011.pdf>>

3) 筆者は、TP&D フォーラム 2011（第 21 回整理技術・情報管理等研究集会、2011 年 8 月 19 日-20 日）において、「RDA をめぐる最新状況と目録法の課題整理」と題して発表。

<<http://tpd.eplang.jp/index.php?%A5%D5%A5%A9%A1%BC%A5%E9%A5%E02011>>

4) 5JSC/Sec/6/Rev 5 August 2009 (Subject: Issues deferred until after the first release of RDA)

<<http://www.rda-jsc.org/docs/5sec6rev.pdf>>

5) AACR2 と RDA の日本語の条項の引用は、AACR2 については、『英米目録規則 第 2 版』（日本図書館協会 1982 刊）から引用しているが、RDA については筆者の仮訳である。

6) Library of Congress Documentation for the RDA (Resource Description and Access) Test: Examples for RDA – Compared to AACR2 <<http://www.loc.gov/catdir/cpso/RDAtest/rdaexamples.html>>

7) 6JSC/Sec/1/LC response June 29, 2010, p. 3. <[http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC\\_Sec\\_1\\_LC\\_response.pdf](http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC_Sec_1_LC_response.pdf)>

8) 5JSC/CILIP/5/ALA response September 17, 2007, p. 5. <<http://www.rda-jsc.org/docs/5cilip5-alaresp.pdf>>

9) 和中幹雄「図書館用語bibliographicをめぐって」『資料組織研究-e』57: 1-19 (2009.9)

課題表 (Issues deferred until after the first release of RDA : 6JSC/Sec/1 28 April 2010 より)

<<http://www.rda-jsc.org/working2.html#sec-61>>

<個別条項に関わる問題>

第 I 部：実体の属性 セクション 1：体現形および個別資料			
通番	RDA	AACR2	課題
<b>第 1 章 体現形および個別資料の属性の記録に関する一般的ガイドライン</b>			
1	1.6.1		単一ユニットから複数部分からなるモノグラフに変更した場合の規定 (Change from single unit to multipart monograph) 新たな記述を作成する条件として、刊行形態が単一ユニットから複数部分からなるモノグラフへ変更した場合の規定を追加する。 (2009年3月JSC会議)
2	1.7.7	1.1B5	二度以上読むことを意図した文字や語の転記 (Transcription of letters or words intended to be read more than once) 情報源の表示例：Canadian CITATIONS canadiennes あるがままに転記した上で、二つのアクセスポイントを与える。 (2005年12月の5JSC/RDA/Part Iでは、情報源の表示を転記することとなっていたが、2007年4月JSC会議でAACR2の原則に戻った。しかし、2009年2月にLC代表から再度上記の提案が提出された。)
<b>第 2 章 体現形および個別資料の識別</b>			
3	第2章		転記 (Transcription) 転記を必要とするエレメントの数を減らす (例えば出版者名は実際は転記されていない)。あるいは、転記した上で実体の統制形アクセスポイントを付与し、役割・関連を示す。(2009年2月LC代表からの提案)
4	第2章		複数部分からなるモノグラフや逐次刊行物の記述 (Description of a multipart monograph or serial) 複数部分からなるモノグラフや逐次刊行物の記述が、第1冊目ないし初号を記述の基盤としない場合の規定を追加する。(2009年2月LC代表からの提案)
5	2.8.1.5等	12.4C2, 12.4D2, 12.4G2, 12.7B11.2	経時的な変化 (Changes over time) 逐次刊行物や更新資料における経時的な変化を注記で対応するのではなく、日付をもつエレメントを繰り返すことを許す。earlier/later/current place, name, dateを示すsub-typesの設定の提案。(2009年2月LC代表からの提案。LCの優先度高い)
6	2.2.2		優先情報源と総合タイトル

			<p>(Preferred source of information and collective title)</p> <p>優先情報源に、個々の内容のタイトルはあるが、総合タイトルがない場合、総合タイトルのある情報源を優先するという規定を加える。付属資料と入れものの情報源としての規定の仕方。(2009年3月JSC会議)</p>
7	2.2.4	1.0A4	<p><b>記述における角がっこの使用法 (Use of square brackets)</b></p> <p>記述対象資料以外から情報を採用する場合には、その事実を注記するかコード化するか角がっこを使用することになっているが、角がっこの使用をやめる。(2007年10月JSC会議 : 5JSC/M/205.6.1)</p>
8	2.3.1.4	12.1B1	<p><b>逐次刊行物や更新資料のタイトルの誤表示の記述</b></p> <p>(Inaccuracies in the title of a serial or integrating resource)</p> <p>タイトルの転記を規定するRDA2.3.1.4において、「逐次刊行物や更新資料の本タイトルで、明らかな印刷上の誤植は正しく修正して転記し、その旨を注記する」ことが転記の例外として規定されているが、この例外を除くことができるかどうかについて、ISSNとISBDコミュニティと議論する。(2007年4月JSC会議 : 5JSC/M/137.12.1)</p>
9	2.3.1.5	1.1B2	<p><b>タイトルが個人名、家名、団体名のみから成る場合あるいは個人名、家名、団体名を含む場合 (Names of persons, families, and corporate bodies)</b></p> <p>RDA2.3.1.5では、タイトルが個人名、家名または団体名のみから成る場合、あるいは通常は責任表示や出版者・頒布者名の一部として扱われる個人名、家名または団体名がタイトルの一部に含まれており、それらの名前がタイトルの不可分の部分となっている（例えば、格語尾で結ばれている）場合は、それらをタイトルとして記録する、としている。</p> <p>例)</p> <p>Georges Brassens</p> <p>Conference on Industrial Development in the Arab Countries</p> <p>Marlowe's plays</p> <p>Eileen Ford's a more beautiful you in 21 days</p> <p>一方、AACR2においては、「名前がタイトルの不可分の部分となっている」場合として、「格語尾あるいは文法的構造によって結びついている」となっていたが、「文法的構造によって結びついている」という箇所が除かれた。これについてさらに検討すべきではないかというのが課題である。(2007年10月JSC会議 : 5JSC/M/199.4. See also 5JSC/CILIP/5/ALA response).</p>
10	2.3.1.6	1.1B1	<p><b>タイトル先行事項 (Introductory words)</b></p> <p>タイトル先行事項はタイトルの一部ではないが、それを省略することは、「あるがままに記述する」ことにはならない。(2007年10月JSC会議 : 5JSC/M/199.3. Discussion of 5JSC/CILIP/5 series)</p> <p>RDA 2.3.1.6 Introductory Words, Etc.</p>

			<p>導入の役割を果たしているが、タイトルの一部としては考えられていない場合には、それらの語は転記しない。</p> <p>例)</p> <p><u>Disney presents</u> Sleeping Beauty</p> <p><u>Decca Records presents</u> selections from The desert song</p> <p><u>Welcome to</u> Oklahoma's official Web site</p>
11	2.3.2.5	12.1B2	<p><b>頭字語やイニシャルを冠した逐次刊行物のタイトルの完全形の使用</b> (Use of full form of serial title over an acronym or initialism)</p> <p>同一の言語・文字による複数のタイトルが存在する場合、情報源における順序、レイアウト、印刷上の体裁をベースとして、いずれかを本タイトルとして選択するが、逐次刊行物や更新資料では、頭字語やイニシャルと完全形のタイトルがある場合には、後者を選択するという例外規定がある。この例外規定をなくせないかという課題である。</p> <p>2007年4月のJSC会議で、ISSNとISBDコミュニティと議論することが了承された (ISBD統合版の1.1.4.1.1)。 (5JSC/M/137.11.1)</p>
12	2.3.4.6	7.1E2	<p><b>動画資料のタイトル関連情報</b> (Other title information for moving image resources)</p> <p>動画資料が、より長い動画の抜粋からなる予告編で、本タイトルにそのことが示されていない場合、タイトル関連情報として、[trailer] (予告編) と補記する規定について、予告編以外の動画についても、補記を拡張すべきという提案。 (2009年2月LC代表からの提案)</p>
13	2.3.2.11.1	5.1B2	<p><b>楽譜の付与タイトル</b> (Devised titles for music)</p> <p>楽譜の付与タイトルの個別的な規定を削除せよ。一般的な規定が適切である。 (2009年2月LC代表からの提案)</p>
14	2.5.2		<p><b>版表示</b> (Designation of edition)</p> <p>版表示と版の改訂名称表示 (Designation of a named revision of an edition) (2.5.6)を統合すべきである。ISBDレビューグループとともに検討すべき課題。 (2009年3月会議 : 2009年2月LC代表からの提案)</p>
15	2.6.1.1		<p><b>“issues or parts of a serial” の用語</b> (Use of “issues or parts of a serial”)</p> <p>RDA全体を通して、“issues or parts of a serial” という用語を “issues of a serial” に簡略化する。 (2009年2月LC代表からの提案)</p>
16	2.12.10.4	1.6H3	<p><b>“new series” および“second series” の用語</b> (Use of “new series” and “second series”)</p> <p>番号付けのないサブシリーズの本タイトルと番号付けの一部としての “new series” および “second series”の同一化について再検討する。 (2009年2月LC代表からの提案)</p>

第3章 キャリアの記述			
17	3.4.5.9	2.5B9	<b>図版 (Plates)</b> 「たった1図版しかなくても」、図版の丁数またはページ数を記録するという第1段落の規定と、番号付けのない図版は無視するという最後の段落の規定には矛盾がある。最終編集段階において編集チームで議論。
18	3.4.6.2		<b>三次元形態の数量の記録 (Recording extent of three-dimensional forms)</b> 三次元工芸品の実物のリストの用語を追加する。(5JSC/RDA/Sections 2-4, 9/CILIP response)
19	3.6 3.7		<b>録音資料のベース資材と応用資材</b> (Base material and applied material for sound recordings) (2009年3月JSC会議 : 5JSC/RDA/Full draft/BL response)
20	3.9		<b>録音資料の製作方法 (Production method for sound recordings)</b> 録音資料の製作方法についての規定を追加する。 (2009年2月LC代表からの提案)
21	3.9.2.3		<b>写本の製作方法 (Production method for manuscripts)</b> コピーのサブエレメント (カーボン・コピー、フォトコピー、転写) と転写のサブエレメント (手書き、タイプ打ち、プリントアウト) を検討する。 (2009年2月LC代表からの提案)
22	3.18.1.4		<b>映像の解像度 (Resolution of video images)</b> 映像資料の特性のサブエレメントとして、解像度を追加する。 (2009年3月JSC会議)
23	3.19.3		<b>符号化方式 (Encoding format)</b> すでに他のコミュニティが登録しているような符号化方式のための語彙を作り直すのではなく、再利用する。(5JSC/RDA/Sections 2-4, 9/CILIP response)
24			<b>ズーム係数・引伸し倍率 (Zoom factor/Enlargement ratio)</b> ズーム係数・引伸し倍率に対するエレメントの追加、ズーム係数と引伸し倍率との相違、統制型用語リストの使用、静止画や三次元形態のスケールとの重複等を検討する。(2008年5月15日JSC電話会議)
第4章 取得およびアクセス情報の提供			
25			<b>欠如しているエレメント (Missing elements)</b> 請求記号のような、個別資料レベルの「取得」のためのメタデータは、本章で扱うべきかどうかを検討する。(2009年3月JSC会議)
26	4.6		<b>URLs</b> URL (例えばフルテキスト、目次) を備えた注や説明を含む可能性を加えることの提案。(2009年3月JSC会議 : From 5JSC/RDA/Full draft/Chair

			follow-up/6 (German comments)
<b>セクション2：著作および表現形</b>			
<b>通番</b>	<b>RDA</b>	<b>AACR2</b>	<b>課題</b>
<b>第5章 著作および表現形の属性の記録に関する一般的ガイドライン</b>			
27	第5章		他のスタイル・マニュアル (Other style manuals)
<b>第6章 著作および表現形の識別</b>			
28	6.2.1.7	25.2C	冒頭の冠詞 (Initial articles)
29	6.2.2.10		慣用的な総合タイトル (Conventional collective titles)
30	6.3.1		著作の形式 (Form of work)
31	6.5		著作の成立場所 (Place of origin of the work)
32	6.9		内容種別 (Content type)
33	第6章		音楽作品 (Musical works)
34	6.19	25.15 25.16	法律、条約、議定書など (Laws, etc., "Treaties, etc.," and "Protocols, etc.")
35	6.23.2.5	25.18A	聖書 (Bible)
36	6.23.2.6; 6.23.2.9.4	25.18A14; 25.18A5	聖書の偽典 (Bible – Apocrypha)
37	6.24.1.4	25.18A13	聖書の刊年 (Bible – Year)
38	6.25.1.3	25.18A11 25.18A12	宗教著作の表現形のその他の特性 (Other distinguishing characteristics of the expression of a religious work)
39	6.25.1.4	25.18A11	聖書の訳 (Bible – Version)
40	6.27		作曲家と台本作家が同一の場合 (When Composer and Librettist are the same)
41	6.27.4.2		“Lyrics”と“Texts”の用法 (Use of“Lyrics”and“Texts”)
42	6.29.1.21	21.36A1	裁判所レポート (Reports of one court)
43	6.29.1.33, 6.29.3.2		条約の署名日付 (Date of signing of a treaty)
44	6.30.3	25.18A10 25.18A11 25.18A12 25.18A13	宗教書の表現形 (Expressions of religious works)
45	6.30.3.5 6.23.2.8	25.20B1	カトリック教会の典礼書 (Catholic liturgical works)
<b>第7章 内容の記述</b>			
46	7.2		内容の特質 (Nature of the content)
47	7.7		想定読者 (Intended audience)
48	7.15	2.5C	挿図のタイプ (Type of illustrations)
49	7.15		挿図 (Illustrative content)

50	7.25.5.3, 第2段落	3.3B2	縮尺追加情報 (Additional scale information)
51	7.27.1.3		地図のその他の内容詳細 (Other details of cartographic content)

セクション3：個人・家・団体			
通番	RDA	AACR2	課題
<b>第8章 個人・家・団体の属性の記録に関する一般的ガイドライン</b>			
52	第8章		他のスタイル・マニュアル (Other style manual)
53	8.5.6		イニシャルと頭字語のスペース空け (Spacing of initials and acronyms)
<b>第9章 個人の識別</b>			
54	9.2.2.7	22.2C	名前の変更 (Change of name)
55	9.2.2.9	22.4B2	名前の最初の部分は姓である (First part of the name is the surname)
56	9.2.2.9	22.5A1	第一要素としての姓 (Surname as first element)
57	9.2.2.9; 9.2.2.22; 9.2.2.23	22.11A; 22.11B; 22.15A	句からなる名前／名前への付記 (Name that consists of a phrase/Additions to names)
58	9.2.2.9.2		姓として取り扱われる名前の部分 (Part of the name treated as a surname)
59	9.2.2.9.3	22.15A	姓のみで知られる個人 (Persons known by a surname only)
60	9.2.2.18	22.8A1	名前のなかに含まれる語句 (Word or phrase included in the name)
61	9.2.2.25; 9.2.2.26	22.11D	個人名として用いられる句の冒頭の冠詞 (Initial articles in phrases used as the names of persons)
62	9.2.3.9		名前の別の言語形に対する言語と文字 (Language and script for Alternative linguistic form of name)
63	9.2.3.10		その他の異なる形の名前 (Other variant name)
64	9.3.2.3	22.17	生年月日における月日の記録 (Recording of month and day in date of birth)
65	9.4.1.8, 9.6.1.4	22.16D1 22.13A	その他の聖職者・聖人 (Other persons of religious vocation/Saints)
66	9.15 and 9.16		活動分野と専門・職業 (Field of Activity and Profession/Occupation)
<b>第10章 家の識別</b>			
67	第10章		姓に基づかない家名 (Family names not based on surnames)
68	第10章 第16章		家名を識別するための不動産名や邸宅名 (Estate or house names to distinguish names of families)
69	10.3		家の種別を示す値の統制型リスト (Controlled list of values for Type of family)



第 11 章 団体の識別			
70	11章		政府機関とその他の団体との規定の分離 (Separate instructions for government bodies and other corporate bodies)
71	11.0		出来事 (Events)
72	11.2.2.5.4	24.3C2	歴史の古い団体と国際的団体 (Ancient and international bodies)
73	11.2.2.5.4	24.3C3	独立大司教管区、司教管区など (Autocephalous Patriarchates, Archdiocese, etc.)
74	11.2.2.8	24.5A1	冒頭の冠詞 (Initial articles)
75	11.2.2.9	24.5B1	名誉章の列記 (Citations of honours)
76	11.2.2.10	24.5C1 24.5C2	法人組織を示す用語 (Terms indicating incorporation)
77	11.2.2.12, 9.2.2.5	24.1B 脚注4 22.3C2 脚注4	団体の翻訳名 (Transliterated names for corporate bodies)
78	11.2.2.14	24.13A	下部組織 (Subordinate bodies)
79	11.2.2.16	24.15B	合同委員会 (Joint Committees)
80	11.2.2		与党執行機関 (Ruling executive bodies)
81	11.2.2.21	24.20B; 24.20C	国家元首と政府首脳 (Heads of state and Heads of government)
82	11.2.2.22.3	24.21C	アメリカ合衆国連邦議会の小委員会 (Subcommittees of the United States Congress)
83	11.2.2.24.1	24.23A1	裁判所の限定句 (Qualifiers for courts)
84	11.2.2.25.1	24.24	軍隊 (Armed forces)
85	11.3.3.4	24.4C4	法域名の変更 (Change of name of jurisdiction)

セクション 4 : 概念・物・出来事・場所			
通番	RDA	AACR2	課題
第 16 章 場所の識別			
86	16章		場所を示すアクセスポイント (Access points to represent places)
87	16.2.2.4 第4段落		地名の付記事項への使用 (Additional uses for place names)
88	16.2.2.9	23.4C1	オーストラリア、カナダ、マレーシア、アメリカ合衆国、ソビエト連邦内の土地 (Places in Australia, Canada, Malaysia, the United States, the U.S.S.R., or Yugoslavia)
89	16.3		場所の限定句 (Identifiers for places)

第II部：実体間の関連]			
通番	RDA	AACR2	課題
<b>第19章 著作と結びついた個人・家・団体</b>			
90	19.2.1.1	21.1B2	作成者としての団体 (Corporate bodies as creators)
91	19.3.2.2		法域と公布機関 (Jurisdiction governed and Issuing agency)

付録			
通番	RDA	AACR2	課題
<b>付録A 大文字使用法</b>			
92			付録全般 (Appendix as a whole) RDAから付録を除いてはどうか。(2009年2月LC代表からの提案)
93	A.2.1		一般的でない大文字使用法 (Unusual capitalization) 団体名に対するだけの規定を削除し、個人名や家名にも範囲を拡張する。 (2009年2月LC代表からの提案)
<b>付録B 略語</b>			
94	B7-B10		言語の範囲 (Language scope) 略語リストの言語の範囲を拡張する。(2009年2月LC代表からの提案)
95	B.11		特定の国名、州名、準州名など (Names of Certain Countries, States, Provinces, Territories, etc.) 特定の国名、州名、準州名などの略語の除去を検討する。 (2008年4月JSC会議：5JSC/M/258.5.10)
<b>付録C 冒頭の冠詞</b>			
96			追加 (Additions) 言語の追加への対応。 (2006年10月JSC会議：5JSC/M/111.6)
97			方言 (Dialects) 冒頭の冠詞が、方言と親言語で異なる場合にどう対処するか。 (From the CILIP representative (email 8 November 2007))
<b>付録F 個人名に関する追加指示</b>			
98		22.21-28; 22.9A1; 22.9B1; 22.7A; 22.5D1	この付録が、Names of persons への参照に置き換えることができるかを検討する。 (2007年10月：5JSC/M/183.3.1)
<b>付録G 貴族の称号、階級名</b>			
99			5JSC/RDA/Full draft では、次のことが述べられていた。 「ドイツでは、1918年以来、正式名に貴族の称号や階級名を含めることは

			違法である。」「スウェーデンでは、貴族の称号や階級名はもはや優先名とは見なされない。」しかし、ドイツ人名やスウェーデン人名から貴族の称号や階級名を除くならば、9章の規定と一致させることが困難であるため、初版発行時ではこれらの規定は除かれた。
<b>付録 H キリスト教暦による日付</b>			
100	9.4	22.17A	日付にキリスト紀元の“B.C.” や “A.D.” を使用せず、“C.E.” (Common Era) や“B.C.E.” (Before Common Era) を使用することを検討する。 (2007年10月JSC会議 : 5JSC/M/183.27.1)
<b>付録 J 関連指示子：著作、表現形、体現形、個別資料間の関連</b>			
101			著作、表現形、体現形、個別資料間の関連 (J.2.3, J.3.3, J.4.3, J.5.3) と主題の関連との重複について、FRSADが入手できた時点で再吟味する。 (2009年3月JSC会議)
<b>付録 K 関連指示子：個人、家、団体間の関連</b>			
102			用語の大半は3種類の実体に適用可能であるが、常にそうではない。関連は相互的であると考えられるが、常にそうではない。これらの検討は続ける必要があるので、付録Kのすべては暫定的である。 (2009年3月JSC会議)

<b>用語集</b>		
103		メディア種別としての“Computer” の用語定義について。 Media used to store electronic files, designed for use with a computer. Includes media that are accessed remotely through file servers as well as direct-access media such as computer tapes and discs. (2009年3月JSC会議 1141行目)

<b>&lt;複数条項に関わる問題&gt;Multiple instructions</b>	
<b>通番</b>	<b>課題</b>
104	<b>情報源に関する規定 (Instructions on sources of information)</b> 情報源についての規定は、特定のエレメントに対してのみ行うという原則に基づいて、エレメント群についての情報源の一般的な規定は削除する。(2009年3月JSC会議 : 5JSC/M/275.2.7)
105	<b>規定におけるテキストの繰り返し (Repetition of text in instructions)</b> 異なる条項で、同一もしくはほとんど同一のテキストが繰り返される場合が多いというオーストラリア目録委員会 (ACOC) の指摘に対して、より体系的な変更を待つ必要がある。 (2009年3月JSC会議 : 5JSC/M/275.2.8)
106	<b>エレメント名の繰り返し (Repetition of element name)</b> 規定の中でエレメント名を繰り返すのではなく、“this element”というように表現できるはずである。 (2009年3月JSC会議 : 5JSC/M/275.2.9)

107	<p><b>非ラテン文字の例示 (Non-Latin Script examples)</b></p> <p>国際化が不完全。言語と文字に関わる規定に一貫性がない。さらに、非ラテン文字の例示が、特にセクション1に十分ではない。体系的な例示の整備を行う。(From 5JSC/RDA/Full draft/ALA response)</p>
108	<p><b>ISO標準の使用 (Use of ISO standards)</b></p> <p>フランス、スペイン、スウェーデンからの要望。例えば、日付、国名、通貨などISO標準を使用する。(5JSC/M/275.2.25)</p>
109	<p><b>物の発見 (Finding of objects)</b></p> <p>物 (objects) の発見に関連する出来事 (events) についての規定を規則に含めるために、博物館の標準も含めて、用語法の研究を行う。(2007年10月JSC会議 : 5JSC/M/Restricted/211.2.1)</p>
110	<p><b>「表現形」の定義 (Definition of “expression”)</b></p> <p>Expression: The intellectual or artistic realization of a work in the form of alpha-numeric, musical or <u>choreographic notation</u>, sound, image, object, movement, etc., or any combination of such forms. (1.1.5, 5.1.2, Glossary) という定義を、IFLA FRBR Review Groupと協同で、次のように改訂する。</p> <p>Expression - the intellectual or artistic realization of a work in the form of alpha-numeric, musical, or <u>movement notation</u>, sound, image, object, movement, etc., or any combination of such forms.From (5JSC/RDA/Full draft/LC response)</p>
111	<p><b>体現形と個別資料に対するアクセスポイント (Access points for manifestations and items)</b></p> <p>セクション2の範囲を、(1) 主題関連に対する体現形と個別資料、および(2) 同一表現形に対する異なるキャリアの体現形に対するアクセスポイントに拡張すべきことをLCが勧告。(2008年4月JSC会議 : 5JSC/M/238.5)</p>
112	<p><b>エレメントに関連する日付 (Dates associated with an element)</b></p> <p>個人を識別する属性のうち、9.12-9.17には、時間の経過とともに情報が変化する場合に時間幅を与える規定を追加すべきであるとLCが勧告 (5JSC/RDA/Sections 2-4, 9/LC response)。</p> <p>2008年4月JSC会議以降、以下のエレメントに日付を含めることを議論。初版刊行時にはFRADとの相違を招くため追加せず。</p> <p>9.11 Place of residence (居住地)</p> <p>9.12 Address of the person (住所)</p> <p>9.13 Affiliation (所属)</p> <p>9.14 Language of the person (言語)</p> <p>9.15 Field of activity of the person (活動分野)</p> <p>9.16 Profession or occupation (専門・職業)</p> <p>10.5 Place associated with the family (家に関連付けられた場所)</p>
113	<p><b>法令 (各章) (Legal works (various chapters))</b></p> <p>国際機関 (international intergovernmental bodies)等の international には、国レベル以下の政府間機関は除かれているかどうかを調査する。(2009年2月LC代表からの提案)</p>
114	<p><b>AACR2の22-26章における特別規則の簡略化 (Simplification of special rules in AACR2 chapters 22-26)</b></p> <p>(2007年4月JSC会議 : 5JSC/M/147.12.1, M/148.3).</p>

115	<p>符号化標準とのギャップ分析 (Gap analysis with encoding standards)</p> <p>MARC21以外のフォーマットに関して、符号化標準とのギャップ分析を実施する。オーストラリア目録委員会 (ACOC) からの提案。(2007年4月JSC会議 : 5JSC/M/138.5.3)</p>
116	<p>文書館の目録作成と博物館の慣行 (Archival cataloguing and Museum practice)</p> <p>文書館の目録作成と博物館の慣行で用いられる原則との調整。 (2007年4月JSC会議 : 5JSC/M/151.4.1).</p>
117	<p>5JSC/RDA/Full draftへの議長のフォローアップのレビュー (Review Chair follow-ups to 5JSC/RDA/Full draft)</p> <p>他国や目録規則作成機関によって提起された課題のレビュー。</p>
118	<p>米国電気電子技術者協会の学習オブジェクト・メタデータとの協同 (IEEE LOM)</p> <p>(2009年3月JSC会議 : 5JSC/M/Restricted/276.15.1)</p>
119	<p>完全な例示 (Complete examples)</p> <p>完全な例示を増やし、他の表示形式でも表示すること。(2007年4月のJSC会議 : 5JSC/M/158.3)</p>

(わなか みきお 大阪学院大学)

(2011年10月3日 受理)